

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和3年3月26日
札幌管区気象台

十勝岳、樽前山、倶多楽、北海道駒ヶ岳の 噴火警戒レベル判定基準について

十勝岳、樽前山、倶多楽、北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルの判定基準を公表しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次公表しています。

今般、十勝岳、樽前山、倶多楽、北海道駒ヶ岳について作業が完了したことから、同判定基準を気象庁ホームページで公表しました。

また、十勝岳、樽前山、北海道駒ヶ岳については、噴火警戒レベルリーフレットを改訂しましたので、合わせてお知らせします。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

※今回公表した4火山を含め、北海道内で噴火警戒レベルを運用している全火山の判定基準をご覧いただけます。

- ・ 十勝岳の噴火警戒レベルリーフレット

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_108.pdf

- ・ 樽前山の噴火警戒レベルリーフレット

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_109.pdf

- ・ 北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルリーフレット

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_113.pdf

問合せ先：札幌管区気象台気象防災部地震火山課 火山防災官 永澤
電話 011-611-2421（内線 524） FAX 011-632-8401